

2025 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社ティムス
代表者名 代表取締役社長 若林 拓朗
(コード番号：4891 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 伊藤 剛
(TEL. 042-307-7480)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 4 月 21 日開催の取締役会において、2025 年 5 月 29 日に開催予定の当社第 21 回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとしておりますが、事業運営の効率化を図ることを目的として、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第 44 条、第 45 条及び第 46 条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴う経過措置として、附則を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 43 条 (条文省略) (事業年度) 第 44 条 当社の事業年度は、毎年 <u>3 月 1 日</u> から <u>翌年 2 月末日</u> までとする。 (期末配当金) 第 45 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>2 月末日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行うことができる。	第 1 条～第 43 条 (現行どおり) (事業年度) 第 44 条 当社の事業年度は、毎年 <u>1 月 1 日</u> から <u>12 月 31 日</u> までとする。 (期末配当金) 第 45 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>12 月 31 日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行うことができる。

現 行 定 款	変 更 案
(中間配当金) 第 46 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>8 月末日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 4 5 4 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。 第 47 条（条文省略） （新 設）	(中間配当金) 第 46 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6 月 30 日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 4 5 4 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。 第 47 条 （現行どおり） <u>附則</u> （事業年度変更に係る経過措置） <u>第 1 条 第 44 条（事業年度）の規定にかかわらず、第 22 期事業年度は、2025 年 3 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの 10 カ月間とする。</u> <u>2 第 46 条（中間配当金）の規定にかかわらず、第 22 期の中間配当金の基準日は、2025 年 8 月 31 日とする。</u> <u>3 本附則は、第 22 期事業年度の終了後、これを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2025 年 5 月 29 日（予定）
定款変更の効力発生日	2025 年 5 月 29 日（予定）

以上